

福島市における 「価格通知書」の取扱い 変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の申請に必要な登録免許税の課税標準（不動産の価格）については、福島市長が交付した「価格通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局不動産登記部門へ提出していただいていたのですが、電子化に伴い以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚福島市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の申請をされる際に、福島市長が交付してありました「価格通知書」は平成30年9月30日をもって廃止されました。

✚「価格通知書」に代わるものとして、「固定資産税・都市計画税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記明細書がない場合は、福島市長が発行する「評価証明」又は「名寄帳の写し」等の添付が必要となります。

※これら書類の原本の添付は不要ですが、写しの添付にご協力ください。

※「評価証明（3筆（棟）まで300円、それ以上は1筆（棟）増すごとに100円加算）」、「名寄帳の写し（1納税義務者300円）」の請求方法等につきましては、福島市役所財務部資産税課（Tel024-535-1111）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税・都市計画税課税明細書」や「評価証明」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

✚未評価の土地につきましては、福島地方法務局不動産登記部門において、近傍土地の評価等の情報を提供します。法務局窓口で不動産価格情報照会書をお渡ししますので、お申し出ください。

※未評価の土地のついてのこれら証明書は、申請書に添付する必要があります。

平成30年10月

福島地方法務局不動産登記部門
Tel024-534-2045（直通）